

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第2回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年8月9日(金)午前9時55分～午前11時40分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <p><b>1 金額審議</b></p> <p>(1) 労働者側の主張(2回目)</p> <p>閣議決定において2030年半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すと明言され、国の政策の観点、世間全体の流れからも、早期に、ここ1,2年の間に時給1,000円に到達することの認識は必要である。</p> <p>労使双方が歩み寄るために参考とする資料として、主要統計資料(第1回専門部会資料)52ページの1か月あたりの消費支出額の推移によると、愛媛県は134,841円となっている。愛媛県の毎月勤労統計調査地方調査月報(令和6年3月)の常用労働者1人平均総実労働時間(調査産業計)の142時間をもとに時給換算すると約950円は必要となり、愛媛県最低賃金はこれも満たしていない。</p> <p>主要統計資料(第1回専門部会資料)48ページの消費者物価対前年上昇率の推移によると、愛媛県は3.4%の上昇となっており、生活必需品の上昇率が特に高い。</p> <p>主要統計資料(第1回専門部会資料)75ページの労働者構成比率によると、パートタイム労働者の比率が4割を占めており、働く者の生活は一層厳しくなっていることが現状である。</p> <p>主要統計資料(第1回専門部会資料)46ページのパートタイム労働者の1求人あたりの募集賃金下限額によると、愛媛県は1,031円であり、既に1,000円を超えている。</p> <p>愛媛における春闘の妥結額16,413円を時給換算すると、<math>16,413円 \div 165時間(連合で使用する所定労働時間数) = 99.47円</math>となる。</p> <p>以上の主張を踏まえ、時給1,000円に到達という考えに基づき、現行の愛媛県最低賃金から103円引き上げた1,000円(引上げ率11.48%)を提示した。</p> <p>(2) 使用者側の主張(2回目)</p> <p>引上げ額35円(引上げ率3.90%)の932円を提示する。</p> <p>その根拠として、主要統計資料(第1回専門部会資料)19ページの春闘賃上げ妥結状況の、経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)の伸び率3.92%を適用しており、<math>897円 \times 3.92\% = 35.16円</math>、四捨五入で35円とした。</p> <p>この3.92%という伸び率には、単価の高いベテラン労働者のデータも加味され、高額な単価が影響しているほか、ベースアップのデータと併せて属人的な要素のあ</p>			

る定期昇給のデータも反映されている数値であり、本来的には属人的要素のない最低賃金の伸び率の根拠としてはなじまないと考えているが、中小企業の紛れもない賃上げ実績であるため、賃金支払い能力を超える過度の引上げ負担を避け得る現実的な数値と考えられる。

また、この引上げ率は、主要統計資料（第1回専門部会資料）48ページの消費者物価対前年上昇率の推移で示されている、愛媛県の上昇率（令和6年6月、持ち家の帰属家賃を除く総合）の3.4%を0.5ポイント上回る伸び率であり、物価上昇にも対応している。

（3）部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。

（4）労働者側の主張（3回目）

中賃の目安は公益委員見解ではあるものの、労働者の生計費を重視し、地域間格差への配慮等の事情を総合的に勘案した上で取りまとめられたものであり、尊重すべきである。

全ランクで50円の目安の過去最高額であるため、経営状況等も考慮する必要性はあるものの、県内の経済状況は緩やかに持ち直しているとされているように、大きく落ち込んでいる状況ではないと思われる。

繰り返しになるが、募集賃金下限額が1,000円を超えており、事業経営に必要な人材を確保するためには、1,000円以上の時給を提示している実態がある。

消費者物価指数が高水準で推移していること、春闘の結果等を勘案するとともに、愛媛県最低賃金が全国最低水準に位置している状況を考慮すると、地域間格差を縮小し、人口流出に歯止めをかけ、労働力人口を確保していくことも重要であると思われる。

結審に向けた歩み寄りとして、連合リピングウェイジ額1,050円を2年で達成すると仮定して、連合リピングウェイジ額1,050円と現行の愛媛県最低賃金897円の差額 $153 \text{円} \div 2 = 76.5 \text{円}$ （引上げ率8.58%）の引上げ額974円を提示する。

（5）使用者側の主張（3回目）

結審に向けた歩み寄りとして、引上げ額45円（引上げ率5.02%）の942円を提示する。

第2回本審の配布資料7ページ、目安に関する公益委員見解において、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%を基準として検討することが適当であると考えられる、との記述を踏まえたものである。

$897 \text{円} \times 5.0\% = 44.85 \text{円}$ を四捨五入し、45円とした。

なお、この提示額による影響率は愛媛県で20.31%と過去最高となる。昨年の17.29%でも中小企業事業者は負担を感じているところに、さらに3.02ポイント引き上がっており、事業者への負担が増大していることにご留意願いたい。

（6）審議結果

依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

## 2 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上